

「し尿」・「ごみ」に関する注意・ご協力のお願い

西北五環境整備事務組合からのお願いです。

▷トイレトーパー以外は流さないでください

最近、センターに搬入される排水の中に紙おむつやストッキング、タオル等が混入され、配管の詰まりが発生しています。

トイレにトイレトーパー以外の物が混入すると、詰まりの原因となり、機械が故障し処理に支障をきたします。トイレにはトイレトーパー以外は絶対に流さないようご協力をお願いします。

問い合わせ先…中央クリーンセンター TEL36-3601

▷ごみの分別にご協力ください

陶器・ガラス・金属等の不燃物ごみが可燃ごみに混

在して搬入されています。これらのごみは燃えずに、燃えかすの中に残ってしまうため、機械設備トラブルの大きな原因となります。施設を安全で安定的に運営するため、ごみを正しく分別して出していただくようご協力をお願いします。

▷自己搬入される皆さんへ

直接センターへ搬入される方は、マスクを着用していただくなど、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。

また、処分を急がないごみは、施設への持ち込みを控えていただき、定期収集時に出していただきますようご協力をよろしくをお願いします。

問い合わせ先…西部クリーンセンター TEL46-2141

戦没者等のご遺族の皆さんへ 「第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のお知らせ

昨年4月1日から請求受付を行っている「第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」について、あらためてお知らせします（請求期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日）

対象となる遺族

戦没者等の死亡当時に生まれていた遺族（配偶者・子・兄弟姉妹・甥姪など）。なお、遺族には親等順およびいくつかの条件によって優先順位が定められており、順位が上の方が優先的に請求する権利があります。同順位の方が複数いる場合は、その中の一人を代表者に決めて請求することとなります。

*令和2年4月1日の時点でご存命であった遺族は、その後亡くなられても権利を有していますので、子供等が相続人として代わりに請求することができます。

請求の際に必要なもの

▷請求者の印鑑（ゴム印は不可）

▷請求者の身分証明書

▷請求者の戸籍

*戸籍取得の際には身分証明書が必要です（顔写真付きのもの（免許証など）であれば1つ、写真がないもの（保険証など）であれば2つ必要です）。

▷（代理人が申請する場合）代理人の身分証明書と請求者の身分証明書の写し

▷請求者の状況によって他に提出が必要な書類がありますので、その際は個別に説明します。

支給内容…額面25万円（年5万円×5年償還）の記名国債

問い合わせ・請求先…市民課 内線2324、金木総合支所総合窓口係 内線3103、市浦総合支所総合窓口係 内線4010

「広報ごしょがわら」に関するお知らせ

市ホームページでも確認できます

広報発行日には、市ホームページに最新号を掲載し、Facebookでもお知らせしています。バックナンバーも掲載していますので、ぜひご覧ください。

録音したCD等を貸し出しています

重度の視覚障害（手帳所持者）の方を対象に、広報紙を朗読し、録音したCD等の貸し出し（声の広報）を行っています。

希望する方は福祉政策課（内線2499）までお問い合わせください。



取材や写真撮影にご協力ください

これからの「広報ごしょがわら」は、イベントなどの雰囲気や伝わるような写真やイラストも用い、硬くなりがちな紙面を少しでも興味をもって、楽しんで読んでもらえるような工夫をしていきます。

また、地域活動の主役は市民の皆さんです。

一人でも多くの方に登場していただけるよう、地域で活躍する人や団体にスポットが当たるような紙面づくりを目指してまいりますので、取材や写真撮影の際にはご協力をお願いします。

